

見晴台公園指定管理者選定 集計票(総合点数方式)

項 目	見晴台公園			
	観光協会			
1. 公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。				
(1) すべての利用者に対して公正中立な対応ができる団体であるか。 一部の住民に対して不当な利用制限や不適當な優遇措置が存在していないか。	21			
(2) 利用者に対するサービスの向上について				
利用者にとっての利便性が確保される運営となっているか。	20			
利用者の要望に柔軟に対応できるか、利用者のトラブルの未然防止と 対処方法、平等な利用の確保と両立しているか。	20			
小計(各5点) 15点	61			
2. 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。				
(1) 施設の設置目的の達成により有効なものであるか、施設の性質に事業の 内容が合致したものであるか。	18			
(2) 施設の利用を促進させる方策がとられているか(利用料金の設定など)。	19			
(3) 町内外他の類似施設等との連携及び地域との連携が図られているか。 また、自主事業の内容はどうか。	17			
小計(各5点) 15点	54			
3. 施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。				
(1) 町が支払う管理費用の縮減が図られているか。	16			
(2) 経費の縮減に、事業者の創意工夫がみられるか。	15			
小計(各5点) 10点	31			
4. 業務計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているもの、又は確保できる見込みがあること。				
(1) 管理を安定して行う人員の確保及び組織の規模が、当該施設の事業 を行い得るものとなっているか。	18			
(2) 施設の質が維持又は向上されるものであるか、当該施設に類似した施設など 同様の業務実績があるか否か。	19			
(3) 秘密保持、情報の公開、個人情報の保護の措置、及び緊急時対策はどうか。	18			
小計(各5点) 15点	55			
5. 当該施設の管理業務に際して、地域振興に資する姿勢が見られるか。				
(1) 地域雇用、地域振興の考え方や経営に対する姿勢について、配慮があるか。	19			
小計(各5点) 5点	19			
合計 300点	220			

公募によらず候補者を選定するものであるが、選定に当っては、全ての項目で「普通」以上の評点が最低限の条件とした。

全て3点の場合
36点×5名=180点

結果は220点で、満点の73%(220/300)に達しているため、指定管理者の候補者として指定することに支障はない。